

第2節 激動と変革の金融業界

1. 日本銀行の金融政策

(1) マイナス金利導入と イールドカーブ・コントロール

「消費者物価の上昇率2%」の目標に向けて、2013(平成25)年からマネタリーベース(資金供給量)の拡大という異次元緩和を続けてきた日本銀行は2016年、大きな方針転換に踏み切った。同年1月、日銀はマイナス金利の導入を決め、さらに9月には、長短金利操作(イールドカーブ・コントロール=YCC)の導入を発表した。実質的には、これまでの量重視から金利重視に軸足を移すものであった。

マイナス金利政策は、金融機関が保有する日銀当座預金の一部にマイナス0.1%の金利を適用し、金融機関の資金を市場に振り向け、短期金利を引き下げる狙いだった。一方のYCCは、マイナス0.1%の短期金利に加えて、年間80兆円程度の長期国債の買入れにより、10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように金利を抑え込む施策であった。

2013年の「量的・質的金融緩和」導入後、物価上昇率は1%台半ばまで上昇したが、原油価格の下落などの外的要因で物価上昇率が低下していたため、日銀は「より強力な方法で高めていくことが必要」と判断した。

それまでの金融緩和は、超長期の金利が下がり過ぎて保険や年金の運用にも影響が及んでいた。日銀の掲げたYCCによる長期金利目標は、長期運用の金融機関に配慮する意味合いもあった。



日銀初のマイナス金利を報じる記事
『熊本日日新聞』2016年1月30日付

(2) 金融緩和策を修正

1999(平成11)年、日銀はデフレ対応として政策金利をゼロ%程度まで下げる「ゼロ金利政策」を導入したが、市場への影響は大きかった。特に民間金融機関は利ざやが縮小して収益が急激に悪化した。

各金融機関はそれまでの国債中心の運用から、外国証券・投資信託などのより利率の高いリスク性資産による運用を拡大した。2016年の「マイナス金利」導入後、各金融機関のリスク性の高い資産へのシフトがさらに加速した。

日銀による短期金利のマイナス誘導は、長期金利にも影響し、長期国債10年物の市場金利は2016年7月、一時的にマイナス0.29%まで下落した。

2016年9月からのYCC(10年物国債金利のゼロ%程度への誘導)施策は、このような状況下での決断であった。

2021(令和3)年3月、日銀はYCCについて長期金利の変動幅を±0.25%程度に広げることを発表した。

さらに2022年12月、長期金利変動幅は±0.5%程度まで拡大された。

(3) 地域金融機関の役割

日銀の異次元緩和に伴って、民間金融機関の経営基盤の弱体化が懸念された。2015(平成27)年9月、金融庁は金融行政の方向性を示す「金融行政方針」を初めて策定し公表した。そのなかで、地域金融機関については「事業性評価」の必要性を強調した。地域金融機関が、これまでの担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先の事業内容や将来性などを適切に評価(事業性評価)し、融資や本業支援に注力することが、地域経済を活性化させ、地方創生に貢献していくことにつながるとした。

金融庁が、マイナス金利開始後の2016年9月に発表した「金融レポート」も、地域金融機関の「貸出の量的拡大を目指すビジネスモデルは、中長期的に成り立たない可能性がある」と警鐘を鳴らした。同レポートは、地域金融機関による「地元の中小企業などの顧客基盤を中心に、小口分散化した融資サービスの提供」「地元顧客をよく理解した有効な経営支援」などの必要性を挙げている。

(4) 異次元緩和の解除

2023(令和5)年4月、黒田東彦日銀総裁は2期10年の任期を満了して退任した。新総裁に元東京大学教授で日銀政策委員会審議委員も務めた植田和男氏が就任し、1年後の2024年3月、「2%の物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至った」として異次元緩和を解除した。

黒田前総裁が指揮を執った10年間、為替相場は円安が進行、株価も上昇を続けた。さらに2022年からは物価も急上昇した。同年の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は前年比2.3%、2023年には3.1%上昇した。

これらは異次元緩和の成果ともいえるが、一方でマイナス金利解除後も日米金利差縮小にはつながらず、バランスを欠いた円安進行が、輸入物価の上昇や企業業績に悪影響を及ぼし始めていた。くわえてロシアによるウクライナ侵攻を契機としたエネルギーや穀物の価格上昇は、食料品から光熱費、生活必需品の広範囲にわたる物価高をもたらした。国民の生活に大きな影響を及ぼした。

日銀が長期国債を大量に抱え込むなどの世界に前例のない大胆な金融政策そのものについても「銀行収益の圧迫、債券市場の機能低下、財政規律の緩み、実質賃金の押下げ、生産性向上の停滞、日銀の財務リスク増大」などの懸念が指摘された。

日銀は、2024年7月の金融政策決定会合で、金融市場調節方針の変更(政策金利の0.25%程度への引上げ)ならびに長期国債買入れの減額を決めた。賃上げ

の動きに広がりが見え、前年比上昇率2%の物価目標の持続的かつ安定的な推移が見込めることが背景であった。

日銀の金融政策修正と米国景気の減速懸念の高まりによる日米金利差縮小の思惑から、円キャリー取引の巻戻し¹が起り、急激な円高が進行した。これにより日本企業の収益悪化が不安視され、同年8月5日、日経平均株価は4,451円安の31,458円と急落し、ブラックマンデーを超える史上最大の下げ幅を記録した。一転、翌6日には3,217円高と歴史的急騰となった。

(5) 新紙幣発行

2024(令和6)年7月、20年ぶりに新しい1万円札、5千円札、千円札が発行された。お札の「顔」として、1万円札は日本近代資本主義の父といわれる渋沢栄一、5千円札には日本初の女子留学生で津田塾大学の創設者・津田梅子、千円札は細菌学者として日本医学の発展に貢献した熊本県出身の北里柴三郎が採用された。

新札発行の最大の目的は偽造防止技術の強化であり、高精細な「すぎ入れ」(すかし)のほか、肖像が立体的に見えて左右にも回転する「3Dホログラム」が世界で初めて導入された。

また、お札を利用しやすくするため、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れた。額面の数字を大きくして金額をわかりやすくする工夫や、表面にざらつきを作って指で金額の違いがわかるような工夫も施された。

2021年に発行された新500円硬貨への対応も含め、今回の新札への対応コストは計約1兆6,300億円に上るとの試算が出されている。これは経済効果として、年間の名目GDPを0.27%程度押し上げる計算となった。

Column

千円札の新しい顔「北里柴三郎」

2024(令和6)年7月から新千円札の「顔」となった細菌学者・医学博士の北里柴三郎(1853~1931)は、熊本県小国町の出身。仕事に厳しく研究現場ではよく雷を落としたというが、弟子たちからは「ドンネル(ドイツ語で雷)先生」と慕われた。

北里は東京医学校(現・東京大学医学部)を卒業後、32歳でドイツに留学し、ローベルト・コッホ博士に師事。36歳で破傷風菌の純粋培養に成功し、さらにその毒素を用いて破傷風の血清療法を確立した。

帰国後は福澤諭吉の援助を受けて「伝染病研究所」を設立、ペスト菌を発見した。61歳のとき、私財を投じて

「北里研究所」を設立、故郷に図書館「北里文庫」を建設した。さらに恩人の福澤が創立した慶應義塾大学で医学部の創設に尽力し、64歳で医学科学長に就任した。

コロナが猛威を振るい始めた2020年4月、慶應大医学部は、コロナの感染・免疫・炎症に関する研究を進めるため、北里の愛称を冠した「慶應ドンネルプロジェクト」をスタートさせた。北里柴三郎の遺伝子は脈々と受け継がれている。

北里の故郷・小国町には1987(昭和62)年、北里柴三郎記念館が開館した。生家や北里文庫、遺品などが保存され、その功績と人柄をしのぶことができる。

2. 金融行政の変遷と金融業界の動向

(1) 日本の金融システムの課題

海外貸出の増加

日本銀行の異次元緩和、超低金利政策に伴い、対外直接投資が大きく増加した。2016(平成28)年度の56兆1,611億円から、2024(令和6)年度には88兆3,361億円に伸びた。伸び悩む国内の設備投資に対し、海外の経済成長にかけた格好であった。

対外直接投資は、海外で設立された法人に日本から出資や投資をしたり、金銭を貸し付けたりすることで、海外に子会社やブランチを設立する投資を行うもの(グリーンフィールド投資)と海外企業に資本参加・買収を行うための投資(M&A投資)がある。

また、低金利の日本円を借り入れ、高金利の通貨に投資し、金利差から利益を得る円キャリー取引も増加した。金利差から安定した収入を得られ、これに円安が拍車をかけた。

対外直接投資額の推移(暦年)



資料:財務省 国際収支状況(対外・対内直接投資)

円債、外債や海外金利系投資信託の投資残高の増加

世界の株式市場が活況で、円安・外貨高にもなり、円債(国債、地方債、事業債等)、外債、投資信託に資金が集まった。

2013年からの「アベノミクス」によって、国内株式の投信が増加、2018年には「つみたてNISA」がスタートし、純流入額が急増した。コロナの感染拡大で外出が控えられていた時期に巻き起こった投資ブー

¹ 円キャリー取引の巻戻し:円キャリー取引を行っていた投資家が、取引を解消(反対売買)することで、為替市場が一時的に円高に向かう状況となる

ムで海外株式の投信に資金が集まった。

日銀の利上げに伴う金利上昇で、外国債券から投資妙味が出てきた円債へシフトしていく動きもある。超長期国債や事業債を中心に円債を積み増す一方、外国債券と内外株式は残高が減少していくとみられた。

金融機関の有価証券投資は、国内では、金利上昇リスクが意識されるなか、リスク抑制的な運用が続けられている。海外では、先行きの利下げのタイミングを意識した残高増しの動きがみられている。

有価証券利息配当金の減少や益出し余力の低下

大手行は、円債について、金利上昇リスクを意識し、残高の積増しを控えている。地域金融機関は円債の残高を積み増す動きがみられるが、金利上昇リスクを意識し、長めのゾーンの投資を抑制している。

金利上昇の初期段階では、債券評価損益が悪化することから、評価益による益出し余力が大きく低下する。益出し余力の低下した金融機関は、追加的なリスクテイクが難しくなるため、収益力が低下しやすくなり、一部の金融機関において、金融仲介機能の低下も考えられた。

日本銀行は、考査・モニタリング等を通じて、これらの潜在的な脆弱性に対する金融機関の取組みを後押しするとともに、金融機関による多様なリスクテイクが金融システムに及ぼす影響について注視していくとした。

不動産業向け貸出の増加

国内不動産市場における投資採算は相対的に底堅さを維持している。大手行の不動産業向け貸出は、海外投資家が高額取引を継続的に行っていることを背景に、不動産ファンド向けを中心に増加が続いている。また、地域金融機関の不動産業向け貸出は、不動産賃貸業の固定資産投資に比例して増加が続いている。

その一方、一部に価格の割高感が窺える。「商業用

不動産価格・賃料比率」は、ミニバブル期²の水準を上回っているほか、都心の商業地区において、局所的な高額帯の取引がみられる。また、不動産取引業の一部では販売在庫水準も高まっている。都心のオフィス空室率が最近では低下に転じているほか、不動産業の財務状況は景気回復とともに改善が続いている。デフォルト率も低位で推移しているものの、他業種と比べてレバレッジ比率の水準が高く、金利感応度も高い点に留意し、不動産市場の先行きには一段と注意していく必要がある。

(2) 地域金融の課題

「地域金融の課題と競争のあり方」の公表

2018(平成30)年4月、金融庁に設置されている「金融仲介の改善に向けた検討会議」は、報告書「地域金融の課題と競争のあり方」(以下「本報告書」)を公表した。

人口減少による資金需要の継続的な減少など、地域金融機関を取り巻く経営環境が構造的に厳しさを増しているなかで、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について議論した内容を取りまとめたものであった。本報告書では、「地域金融における競争状況の評価のあり方」「人口減少下での地域金融機関の競争と経営の安定性」および「地域金融機関の経営統合への対応」を概観し、「新たな競争政策の枠組み」を提示している。

資金需要の減少

事業性資金の需要者である企業数は、全国的に減少が続いている。

民営事業所数は、2015年6月時点の557万8,975事業所から2021(令和3)年6月時点は515万6,063事業所(▲7.59%)と減少した。

2021年6月の民営事業所数を、産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が122万8,920事業所(全産業の23.8%)と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービ

ス業」が59万9,058事業所(同11.6%)、「建設業」が48万5,135事業所(同9.4%)などとなり、上位3産業で全産業の44.9%を占めている。

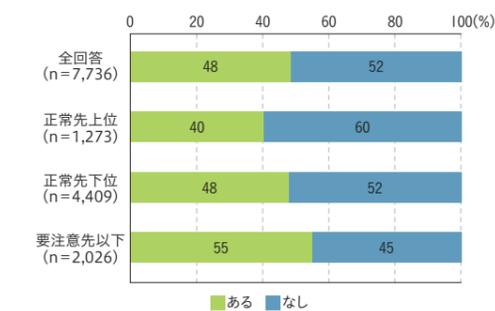
従業者数は同5,687万3,000人から5,795万人と1.89%増となっているが、従業員数は0~4人の企業が全体の約58%を占めている。貸出残高と強い相関関係がある生産年齢人口は急速な減少が見込まれており、貸出残高の大幅な減少が予想された。

低金利での貸出競争

資金需要の減少や低金利が継続するなか、地方銀行は貸出残高を増加させることで、貸出金利低下の影響を相殺しようとした。特に、地方銀行は県境を越えた貸出を積極的に増加させた結果、これまで以上に県外の金融機関との競争に直面している。

貸出競争は、地域金融機関と政府系金融機関の間でも行われている。金融庁が全国の中小企業などに実施したアンケート調査によると、政府系金融機関と取引している企業は、全体の約5割となっている。また、政府系金融機関との取引を選択した理由については、「民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入条件が良かったから」と回答した企業が約6割となっている。民間金融機関と政府系金融機関の間で金利等の借入条件の競争が行われている状況が窺える。

政府系金融機関との取引状況



資料：金融庁「地域金融の課題と競争のあり方」
2018年4月11日 金融仲介の改善に向けた検討会議

また、IT技術の進化によりパソコンやスマートフォンによる銀行取引の範囲が急速に拡大しており、貸出を含む金融サービスの県境を越えた提供がさらに加速することが予想される。

コア業務純益の低下

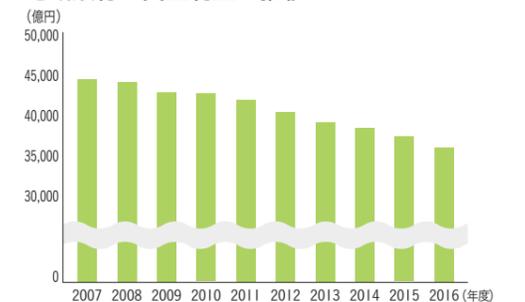
地域銀行は、貸出利ざやの縮小を貸出残高の増加で補おうとしていたが、資金利益は継続的に減少している。こうした状況下で、本業(貸出・手数料ビジネス)の利益は悪化を続けており、2016年度の決算では地域銀行(106行)の過半数の54行が本業赤字となっている。

金融庁は2025年3月期には、本業赤字の割合は6割にのぼると警鐘を鳴らしていた。

本業利益は、金融庁が2016年9月に公表した『平成27事務年度 金融レポート』に用いられた。貸出金利息や手数料収入の合計から、経費を差し引いて算出した。本業で得た業務純益から、一時的な変動要因(一般貸倒引当金繰入額や国債等債券関係損益)の影響を除いたものがコア業務純益である。

2024(令和6)年3月期決算では、全国の地域銀行99行のうち、8行は本業利益が赤字だった。3分の1にあたる33行は、前期比で本業利益が減益だった。

地域銀行の資金利益の推移

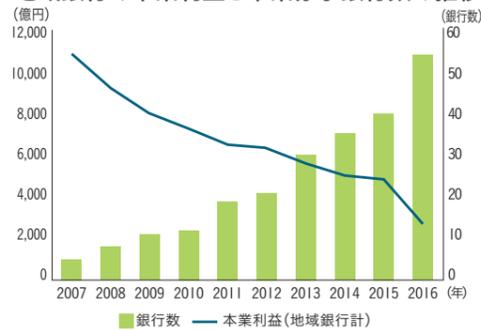


注 資金利益は、株式配当金・投信解約益等を除く

資料：金融庁「地域金融の課題と競争のあり方」
2018年4月11日 金融仲介の改善に向けた検討会議

2 2003年~2007年頃の不動産やファンド投資が一時的に過熱した時期

地域銀行の本業利益と本業赤字銀行数の推移



資料:金融庁「地域金融の課題と競争のあり方」
2018年4月11日 金融仲介の改善に向けた検討会議

地域における金融機関数の自然減少

企業数や人口の減少など構造的な要因による貸出需要の減少が進むとともに、比較的金利の高い既存貸出や保有有価証券の返済・償還が続き、地域金融機関の収益を、本業と本業以外の両面で、さらに悪化させる要因となっている。金融機関の不採算店舗は増加しており、店舗削減等のリストラや合理化が進んでいる。

また、地域から得られる収益が、地域の金融機関の事業に必要な経費の合計を上回っていることが必要である。人口減少などにより地域からの収益が減少すれば、地域における金融機関数が減少する。次第に独占状況が発生したり、町村によっては金融機関の店舗が1つも存続しない状況となることは、当然の成り行きとも考えられる。いかに地域に健全な金融機関を残し、地域の企業や経済の成長・発展を支援できる状況を維持することができるかが、金融行政の重要な課題であった。

地域金融機関の経営統合

(広域・同一地域・垂直)

2018(平成30)年4月、金融庁が公表した「地域金融の課題と競争のあり方」のモデルによる試算「各都道府県における地域銀行の本業での競争可能性」が金融業界で波紋を呼んだ。モデルによる判定が不可能とした東京都を除いて、46道府県を「2行での競争が可能な

地域」「1行単独ならば存続可能な地域」「1行単独になっても不採算の地域」と3分類した。

複数行で競争が可能な地域は、首都圏をはじめ愛知、大阪、宮城、広島、福岡、鹿児島など10府県。1県1行ならば存続可能な地域は12道府県、1行単独になっても不採算の地域は24県に上った。

国内には、2025年5月時点で、銀行が133行あり、地域銀行が98行で全銀行の7割を占めている。

2015年10月、当行と鹿児島銀行が経営統合し、九州フィナンシャルグループ(KFG)が誕生した。これを皮切りに再編が加速していく。翌2016年には、横浜・東日本銀行が日本最大の広域地銀グループ「コンコルディアFG(現・横浜FG)」を、常陽・足利銀行が「めぶきFG」を、西日本シティ・長崎銀行が「西日本FHD」を設立した。2019年には、ふくおかFG(福岡・熊本・親和)に十八銀行が、さらに2023年に福岡中央銀行が合流した。

また、金融機関は証券や保険といった商品をベースに垂直統合されていたが、商品を提供する金融機関と、それを横断的に取り扱う金融サービス仲介業といった水平分業へと形を変えようとしている。

(3) 金融行政の変遷

持続可能なビジネスモデルの構築

金融庁が発足(2000(平成12)年7月)して以降の金融行政方針は、バブル崩壊後の金融システムの安定・不良債権問題への対応から、経済成長への貢献、利用者の保護、そして金融システム自体の進化・深化へと重点がシフトしてきた。近年は「持続的な経済成長への貢献」「金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保」「金融行政の進化・深化」の3つが柱となっている。具体的施策としてスタートアップの支援や地方創生を支える資金供給、DXによる金融サービスの質の向上などが重視され、持続的な経済成長に貢献することを目指している。

多様なニーズに応じた金融サービス向上

金融サービスの多様化で、地域金融機関のコンサルティング機能は、企業だけに限らず個人にも広がる。

2017(平成29)年11月、金融庁は「我が国の高齢化率は世界のなかでも最も高い水準となっており、退職世代などに関する取組みが重要な課題であることから、退職世代の金融資産の運用・取崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのかについて、外部有識者の知見を活用しながら、検討を進める」と金融行政方針を示した。

2018年7月、「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的なとりまとめ)を公表し、高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方を次のように提示した。

- ① B to CからC to Bのビジネスモデルへの転換
- ② 金融・非金融の垣根を越えた連携
- ③ 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択

金融機関の業務範囲などにかかる規制緩和

① 銀行等の議決権保有制限の例外措置の拡充および新設

2019年10月、金融庁は金融機関の業務範囲などに関する新たな規制緩和³を実施した。

銀行本体は、他業リスクの排除などの観点から業務範囲規制を課せられており、国内の会社について、一部の例外を除き、5%を超える議決権の保有を制限されている(いわゆる5%

ルール)。但し、経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める事業再生会社のうち、要件に該当する会社については5%を超える議決権を保有することができた。事業再生会社の要件として裁判所などの関与が必要であっ



「銀行の出資制限緩和へ」
(『熊本日日新聞』2020年12月17日付)

たが、この改正で、裁判所などの関与を撤廃した。

そのうえで、事業の再生に向けて銀行の支援を必要とし、銀行以外の第三者(官公署や弁護士、公認会計士、税理士、コンサルティング会社など)が経営改善計画の策定に関わらなければならないこととした。また、銀行が投資専門子会社を経由して議決権を保有することができる事業再生会社に、事業承継会社を追加した。

さらに、銀行による事業再生会社(中小企業)の議決権の保有期間を5年から10年に延長した。

② 銀行業高度化等会社の審査目線の明確化

および地域商社への出資の明確化

2016年の銀行法改正により、金融庁の認可を条件として、銀行もしくは銀行持株会社またはその子会社が、銀行業高度化等会社⁴に対し、合算してその基準議決権数を超過して出資を行うことが可能となった。2019年10月、中小監督指針において、いわゆる地域商社が銀行業高度化等会社に該当しうることを明確化した。

銀行業高度化等会社は、認可を条件として、銀行グループのより柔軟な業務展開を可能としている。銀行業の高度化や利用者の利便性の向上に資することが見込まれる業務を営む会社を含むことで、銀行グループの戦略的な業務展開を可能としている。

創業支援・経営支援

地方銀行は、創業や新事業の立上げを支援する観点から、取引先に対し、事業計画の作成や創業手続きに関する助言などを行っている。事業立上げ時の資金需要にも対応した。また、認定支援機関として各種補助金の申請手続きのサポートや外部機関などとの連携により支援している。

2023(令和5)年度の企業育成ファンドへの出資件数は、前年度比19.1%(109件)増の681件、出資残高は前年度比23.7%(633億円)増の3,305億円となった。同じく創業・新事業に関する融資金額は前年度比9.5%(457億円)増の5,251億円だった。

³ 公布・施行されたのは、「銀行等の議決権保有制限の例外措置の拡充および新設」(銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令)と「銀行業高度化等会社の審査目線の明確化および地域商社への出資の明確化」(主要行等向けの総合的な監督指針および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)

⁴ 情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化もしくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務または資すると見込まれる業務を営む会社

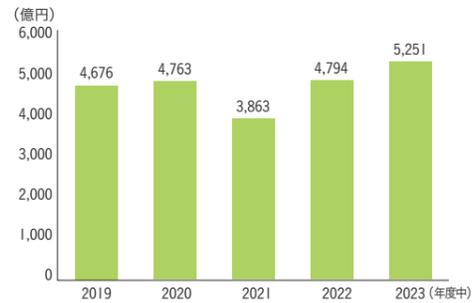
また、中小企業活性化協議会等の外部機関との連携や、企業再生ファンドへの出資などを通じ、経営改善や事業再生が必要な取引先を支援している。

企業育成ファンドへの出資実績



資料：一般社団法人全国地方銀行協会 地方銀行における『地域密着型金融』に関する取り組み状況(2023年度)

創業・新事業に関する融資金額



資料：一般社団法人全国地方銀行協会 地方銀行における『地域密着型金融』に関する取り組み状況(2023年度)

事業再生

金融仲介機能をよりいっそう発揮し、取引先事業者の経営改善を支援するため、経営課題や強み弱みを共有し、経営改善計画の作成や進捗管理のサポート、外部機関・専門家と連携した最適なソリューションの提案に努めている。

中小企業活性化協議会をはじめとする外部機関との連携や、企業再生ファンドへの出資などを通じ、経営改善や事業再生が必要な取引先を支援している。2023年度の企業再生ファンドへの出資件数は前年度比3.4%(7件)増の215件、出資残高は同12.3%(121億円)増の1,108億円となった。

同年度に、地方銀行が経営改善支援に取り組んだ

先は、2万4,255先となり、債務者区分がランクアップした先は1,867先(ランクアップ率7.7%)、再生計画を策定した先は9,169先(策定率37.8%)であった。

企業再生ファンドへの出資実績



資料：一般社団法人全国地方銀行協会 地方銀行における『地域密着型金融』に関する取り組み状況(2023年度)

人材教育や人材の活用

地方銀行は、人材やノウハウの面から顧客企業に対し十分なソリューション(経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策)を必ずしも提案できていない。各業種に関する知識の吸収などノウハウの底上げが必要であり、営業店の人材育成、本支店間の連携強化、外部専門家や外部機関などとの連携といった対応が課題となっている。

営業職員の経営改善支援能力の育成は、組織・地域を超えて、同様の立場にある他の金融機関職員との間で、知見・ノウハウを共有し、実践していく人的つながり(ネットワーク)に参画させることも必要である。外部専門家・外部機関などとの連携・協働・研修制度の活用なども、有効な方法と考えられる。

(4)貯蓄から資産形成へ

NISAの改善・普及

①「つみたてNISA」開始

2018(平成30)年1月、「つみたてNISA」が導入された。それまでの一般NISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額から低コストで長期・積立・分散投資

を行う制度とした。一般NISA、ジュニアNISAと同様に非課税メリットを活用できた。

NISA制度は時限措置であるため(一般NISAは2023年末、つみたてNISAは2037年末まで)、非課税で投資ができる期間が年々短くなっていくことが大きな論点となっていた。

2020年度税制改正大綱で、NISA制度の見直し・延長が決定された。NISA制度の政策目的である成長資金の供給拡大を促しつつ、家計の安定的な資産形成をさらに推し進めていくことが目的であった。具体的には、「つみたてNISAを5年間延長」と「一般NISAを改組し、2024年から5年間の措置」「ジュニアNISAは延長せずに2023年末に終了」の3つをパッケージとして措置した。

②NISAを活用した資産形成支援

2022年11月、政府の新しい資本主義実現会議は「資産所得倍増プラン」を決定し、その柱の一つとしてNISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化を打ち出した。2023年度税制改正大綱で、NISA制度が改正され、2024年1月にスタートした。

新たな制度では、長期の積立てを目的に投資信託だけを購入対象とする「つみたて投資枠」と、上場企業の株式などを購入できる「成長投資枠」を設けた。新制度は2024年1月からスタートし、どちらも利用できるようにした。制度は恒久的なものとして、非課税で保有できる期間も無期限とした。

新制度は表のとおり。従来の一般NISAやつみた

NISA拡充

	当時のNISA		拡充NISA案 (3種のNISAを一本化)
	つみたてNISA	一般NISA	
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	恒久化へ
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化へ
年間投資枠	40万円	120万円	投資信託 120万円 株式など 240万円
非課税限度額	800万円	600万円	計1,800万円 (株式などは1,200万円以内に)

てNISAで投資をしている人も、新たなNISAは、上限額まで利用することができた。それまで関心が低かった富裕層にも広がることを想定していた。

③顧客本位の業務運営に関する原則と取組み

2017年3月、顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する原則が策定された。

「日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」という諮問を受けて、金融審議会の市場ワーキング・グループで審議を重ねていた。本原則は、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」ではなく、金融事業者それぞれの置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用した。

本原則を実施する場合にはその対応方針を、実施しない場合にはその理由や代替策を、わかりやすい表現で盛り込むとともに、これに対応した形で取組状況を明確に示すことが求められた。

本原則策定後、市場ワーキング・グループで、本原則の具体的内容の充実や金融事業者の取組みの「見える化」の促進などに関する議論があり、2021(令和3)年1月、本原則は改訂された。

資本市場の機能強化と監視機能強化

①ガバナンス改革

金融庁は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの策定・改訂などを通じ、コーポレートガバナンス改革に向けた取組みを進めている。

わが国のコーポレートガバナンス改革は、2013(平成25)年6月に閣議決定された「日本再興戦略」を受けて始まった。2014年2月、『責任ある機関投資家』の諸原則『日本版スチュワードシップ・コード』が策定された。

同戦略には、「国内の証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化につながる取組みを働きかける」との施策も盛り込まれていた。2015年、金融庁と東京証券取引所は、改革の方向性を示した「コーポレートガバナンス・コード」を策定し、同年6月から適用した。併せて同年5月、会社法を改正・施行し、取締役会の監督機能強化のため、社外取締役の要件などを厳格化していた。

スチュワードシップ・コードは2017年5月、2020年3月に改訂され、コーポレートガバナンス・コードは絶えず見直された。

スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードが求める持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたのが、「投資家と企業の対話ガイドライン」であった。機関投資家と企業との間で、これらの事項について建設的な対話が行われることを通じ、企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、ひいては経済全体の成長と国民の安定的な資産形成に寄与することが期待された。

②地方銀行の合併特例法成立

2020年11月、同一地域の地銀同士の合併に独占禁止法を適用しない特例法⁵が施行された。人口減少や継続的な低金利政策などを背景に、地銀が直面する経営環境は厳しさを増し、地域にとって必要な金融サービスを将来的に維持することが困難になると懸念された。

地銀によっては、地域にとって必要な金融サービス維持の手段の一つとして合併等の実施が挙げられることがある。しかし、独禁法に基づく審査において地銀は合併等実施後の貸出市場のシェア等に係る審査を通過する必要があった。

独禁法特例法により、貸出市場のシェアが合併等の

後に一定水準を超えて大きくなると予想される地銀でも、従来よりも容易に合併等を行うことが可能になった。「合併等」は、合併、吸収分割、共同新設分割、共同株式移転、事業の譲受け、株式取得を指し、いわゆる経営統合が該当する。

独禁法特例法は、2020年11月27日より施行され、2030年11月27日までに廃止される時限立法である。

③銀行法の改正で業務領域が拡大

2021年5月、銀行法が改正され、「業務範囲規制」と「出資規制」の見直しが実施された。

デジタル化や地方創生などの持続可能な社会の構築を実現するために、限定されていた「銀行本体」および「銀行の子会社・兄弟会社」の業務範囲が大幅に緩和された。

デジタル化がテーマとなっている銀行法改正において、自行アプリやITシステムの販売が個別の認可なしで可能になった。銀行の創意工夫によって、これまで手が出せなかった分野の業務を扱えるようになったことは、大きな見直しであった。

銀行はそれまで原則として、一般事業会社への出資は基準議決権数(銀行:5%、銀行持株会社:15%、信用金庫:10%)に制限されていた。しかし法改正によって、非上場の地域活性化事業会社に対して議決権100%の出資が可能になった。さらに出資が認められる会社の要件についても、ベンチャービジネス会社や事業再生会社などを対象として「早期の経営改善・事業再生支援や、中小企業の新事業開拓の幅広い支援を可能とするため、出資可能範囲・期間を拡充する」と明記された。

銀行が海外で買収した外国子会社・外国兄弟会社についての規制も緩和され、それまで原則5年以内の売却が必要だったが、買収後10年間は業務範囲規制にかかわらず会社の保有ができ、現地における競争上の必要性があれば継続的に保有することも可能になった。

金融機関は銀行業高度化等会社を活用して、「フィ

ンテック」や「登録型人材派遣」「システム設計・プログラム販売等」などの業務を営むことが可能になった。この銀行業高度化等会社を活用することで、「銀行本体では参入できない事業への参入ができる」「本業の収入に依存しない事業を営むことができる」などのメリットがあった。

〈銀行法改訂による業務領域の拡大〉

銀行本体が認められた参入業務

- ①自行アプリやITシステムの販売
- ②データ分析・マーケティング・広告
- ③登録型人材派遣
- ④幅広いコンサル・マッチングシステム

銀行の子会社・兄弟会社が認められた参入業務

- ①フィンテック
- ②地域商社
- ③自行アプリやITシステムの販売
- ④データ分析・マーケティング・広告
- ⑤登録型人材派遣
- ⑥ATM保守点検
- ⑦障害者雇用促進法に係る特例子会社
- ⑧地域と連携した成年後見

また、2023年3月、金融庁はデジタル化の進展などの環境変化に対応し、金融サービスにおける顧客等の利便向上・保護を図るため「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を提出、同年11月成立した。

④金融教育拡充

2022年4月より、高等学校における金融教育の授業が拡充された。金融教育が拡充された背景には、成年年齢の引下げや、超低金利、老後に向けて自らが積極的に資産形成を行わなくてはならないといった経済環境の変化、日本の金融教育の遅れなどがあった。

金融教育は、お金や金融のさまざまな働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会のあり方について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊

かな生活やより良い社会づくりに向けて、主体的に判断し行動できる態度を養う教育である。①生活設計・家計管理に関する分野、②金融や経済の仕組みに関する分野、③消費生活・金融トラブル防止に関する分野、④キャリア教育に関する分野、という4つの分野を学ぶ。

金融広報中央委員会では「金融教育プログラム 学校における金融教育の年齢層別目標」として、小学生(低・中・高学年)、中学生、高校生、それぞれの年齢層別に金融教育プログラムを策定している。

(5)フィンテックと金融新時代

金融庁の金融デジタルイノベーション戦略

①ICTを駆使した金融商品・サービスの潮流

生活面ではあらゆるモノ・コトがデジタル情報化され、ビジネス面では金融だけでなく生産・流通・販売に至るまで、行政においても隅々までデジタルが適用されるデジタルイノベーションが加速していた。ITを活かし、決済などの金融サービスを切り出し、eコマースなどの業務と部分的に組み合わせるといった、新しいプレイヤーが金融分野に進出。情報の蓄積・分析が量・質ともに飛躍的に増加・向上し、情報の利活用が進展、ビジネスが革新的に変わる可能性があった。

金融機関も、新しいプレイヤーとの協働・連携や競争を通じて、ビジネスモデル変革による利用者利便の向上が求められていた。

2018年9月、金融庁は平成30事務年度の金融行政方針「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として、「変革期における金融サービスの向上にむけて」を発表した。その中で、①情報をより使いやすく、②官民のインフラのデジタル化、③新しいビジネスへの挑戦を支援、④デジタルイノベーションに向けた基盤の整備、の4点を柱として「金融デジタルイノベーション戦略の11の施策」をまとめた。

⁵ この法律の正式名称は、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」(独禁法特例法)

②デジタルバンクの登場

デジタルバンクは、デジタル技術を活用してオンライン上でサービスを提供する銀行である。銀行免許の有無や銀行機能の提供方法によって、「チャレンジャーバンク」「ネオバンク」「BaaS (Banking as a Service)」の3つに分類される。

チャレンジャーバンクは、銀行免許を取得して金融サービスを提供している事業者。デジタル技術を活用して、スマートフォンのアプリなどで金融サービスを提供し、アプリ操作で完結できるため、実店舗はない。基本的な金融サービスをはじめ、年金や保険などのサービスもアプリを通じて提供しており、新しい銀行の形とされている。

ネオバンクは、銀行免許はもたず、既存の銀行が所有している免許を利用して金融サービスをスマートフォンのアプリなどを通じ、既存銀行のプラットフォームを活用して、ユーザーに提供している。

BaaSは、銀行が提供しているサービスをAPI⁶を利用してクラウドサービスとして提供する。BaaSを活用すれば、非金融事業者などでもパートナー契約を行うことで自社サービスに金融機能を組み込み、ユーザーに提供することが可能になる。

デジタルバンクは、スマートフォンから24時間アクセスができ、ユーザーの利便性は向上するが、セキュリティ対策などの課題も多い。

③暗号資産(仮想通貨)の登場

暗号資産(仮想通貨)とは、インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」において、次の性質をもつものと定義されている。

- ア. 不特定の者に対して、代金の支払いなどに使用でき、かつ、法定通貨(日本円や米国ドル等)と相互に交換できる
- イ. 電子的に記録され、移転できる
- ウ. 法定通貨または法定通貨建ての資産(プリペイドカード等)ではない

代表的な暗号資産には、ビットコインやイーサリアムなどがあり、銀行等の第三者を介することなく、財産的価値をやり取りすることが可能な仕組みとして、注目を集めている。ブロックチェーン技術によって取引の透明性と安全性が確保されている。

暗号資産の取引情報(2025年1月時点)

国内暗号資産交換業者の口座開設数	延べ1,214万口座
利用者預託金残高	5兆円以上
投資経験者の暗号資産保有割合	約7.3% (FX取引や社債よりも高い保有率)

資料:金融審議会総会(令和7年6月25日) 暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討について(暗号資産制度に関するワーキンググループ(仮称)の設置について)

④ステーブルコインの発行

ステーブルコインは、法定通貨やコモディティ(商品)などの価格と連動するように設計された仮想通貨の一種である。従来の仮想通貨は価格変動が大きく、実用に不向きだったことから考案された。

法定通貨は、基本的にブロックチェーンを基盤にしている決済サービスに対応していない。そこで生まれたのがステーブルコインであり、法定通貨などに連動して価格が安定しているため、ブロックチェーン上のサービスを含めたさまざまな場面で、決済手段として利用しやすくなった。

ステーブルコインは、その価値を裏付ける仕組みに基づき、次の3種がある。

- ア. 法定通貨担保型:同額の法定通貨(米ドル、日本円など)で裏付ける。
- イ. 仮想通貨担保型:さまざまな仮想通貨が価値を裏付ける担保となっている。他の暗号資産を担保として発行される。
- ウ. アルゴリズム型(無担保型):価値を裏付ける担保資産を用意することなく、アルゴリズムによってコインの供給量を調整することで価格を安定させようとする。

金融法制の整備

①「仮想通貨」から「暗号資産」に呼称統一

金融当局は、「仮想通貨」が「通貨」と呼ばれることで、ドルや円などの「法定通貨」と混同されてしまうことに懸念を強めていた。2017(平成29)年4月から、「暗号資産」に関する新しい制度が開始され、国内で暗号資産と法定通貨との交換サービスを行うには、暗号資産交換業の登録が必要となった。

2020(令和2)年5月、金融庁が「仮想通貨」を「暗号資産」と呼称変更した。20か国・地域(G20)会議などの国際会議では「暗号資産」との表現が主流であるため、日本でも統一した。

②改正資金決済法施行

2023年6月、改正資金決済法が施行され、日本におけるステーブルコインの法規制は大きく進展した。この改正によりステーブルコインは「電子決済手段」として法的に位置付けられ、発行者や仲介業者に対するルールが明確化された。これにより、利用者保護の強化とマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の徹底が図られた。

決済手段は「法定通貨建て(円建て、ドル建て等)」で、「発行価格と同額で償還されるもの」と定義され、発行者に対して厳格な財産保全義務が課せられた。発行主体となれるのは、銀行、資金移動業者、信託会社、新たに設けられた「電子決済手段等取引業者」のライセンスを取得した事業者に限られている。

③金融機関におけるマネロン等対策

マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、マネロン等)は、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関⁷を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援などを目的としてテロリスト等に資金を渡す行為、および核兵器などの大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為を指す。

日本は、国際的にマネロン等対策の中心的な役割を担っているFATF⁸から、わが国の金融機関において実際に有効なマネロン等対策が行われているかなどについて国際的な審査を受け、2021年8月、その結果が公表された。日本はマネロン等対策の成果を上げていることが認められたが、さらに向上させるため、金融機関に対する監督・検査などに優先的に取り組むことが必要とされた。金融庁は、引き続き、犯罪組織やテロリストなどに日本の金融システムを悪用されないよう、官民一体となって取り組む必要があるとした。

このような状況下、2018(平成30)年2月、金融庁は金融機関における実効的なマネロン等対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表した。金融機関に対し、2024(令和6)年3月までにガイドラインで求めている対応について態勢整備が完了するよう要請。それ以降も、整備された態勢の実効性の確保と高度化を求めている。

④サイバーセキュリティ、システムリスク態勢の強化

技術の発展や地政学リスクの高まりを背景に、サイバーセキュリティに関するリスクが著しく増大していた。政府は金融業界全体のサイバーレジリエンス⁹向上を求めた。2024年10月、金融庁は「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を公表した。

金融庁は、金融機関などのサイバーセキュリティ管理態勢に関する監督のなかで留意すべき点を各監督指針・事務ガイドライン(監督指針等)において定めていた。それまでの検査・モニタリングの結果および金融セクター内外の状況の変化を踏まえ、監督指針等とは別に、さらに詳細なガイドラインを策定した。

サイバーセキュリティの観点から見たガバナンス、特定、防御、検知、対応、復旧、サードパーティリスク管理に関する着眼点について規定し、それぞれについて金融機関などにおいて「基本的な対応事項」および「対応が望ましい事項」を明確化した。

⁶ APIは「Application Programming Interface(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)」の略称。ソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐインターフェースのことを指す

⁷ 金融機関とは、銀行、生命保険会社、損害保険会社、金融商品取引業者、貸金業者、資金移動業者、暗号資産交換業者などを指す

⁸ FATF(Financial Action Task Force):1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン・テロ資金供与等対策の国際基準づくりを行うための多国間の枠組みとして設立。日本はメンバー国の一つである

⁹ サイバー攻撃などからの組織の耐性力と回復力

新しい動き

①サステナブルファイナンスの推進

2024年8月、金融庁は「令和6事務年度 金融行政方針」のなかで、サステナブルファイナンスの推進を掲げた。

気候変動などの社会・環境課題の重要性が増すなか、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)を推進するとした。

- 施策としては、①企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保、②透明性の高いデータ基盤の整備、③金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進、④インパクト投資の実践・拡大、を挙げた。

2050年カーボンニュートラルの達成に向け、リソースやノウハウなどが不足する中堅・中小企業における脱炭素の取組みを支援するため、関係省庁と連携し、補助事業の展開支援などを進めた。また、多様な社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援するために、社会・環境的効果(インパクト)の実現を目指すインパクト投資のいっそうの推進に向けた議論を呼びかけた。

(6)熊本県における金融情勢

預金・貸出金残高の推移

2014(平成26)年3月に9兆8,905億円だった県内金融機関の預金残高は、2024(令和6)年3月には12兆8,966億円となった。この期間、当行の預金残高は3兆7,105億円から5兆3,208億円に増え、全金融機関におけるシェアも37.5%から41.3%まで伸びた。

一方、災害からの創造的復興や電子デバイス関連産業の集積などに関連する旺盛な資金需要への対応により、県内の金融機関の貸出金残高は、2024年3月に6兆6,011億円となり、10年間で約1.5倍の伸びを見せた。当行の2024年3月の県内向け貸出金残高も3兆3,023億円まで増加し、シェアは2014年の45.1%から50.0%となり、県内貸出金の半分を占めるに至った。

店舗数の推移

2014年3月に1,010か店だった熊本県内の金融機関店舗数は、2025年3月には64か店減少し946か店となった。主に農業協同組合と郵便局で大きく減少した。

当行では、2025年2月、18年ぶりの新規出店となる「みよしスマート支店」を開設した。これは地域再開発や電子デバイス関連産業集積に伴う人口増加ならびにマーケット拡大に対応したものであった。その結果、当行の店舗数は1か店増加した。

県内金融機関の預貯金残高の推移

区分	2014(H26)年3月		2019(H31)年3月		2024(R6)年3月		増減率 (対2014年3月)
	残高(億円)	シェア(%)	残高(億円)	シェア(%)	残高(億円)	シェア(%)	
大手銀行など	5,283	5.3	5,423	4.9	6,118	4.7	15.8
都市銀行	—	—	—	—	4,301	3.3	—
その他銀行など	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—
信託銀行	—	—	—	—	1,817	1.4	—
地方銀行	38,195	38.6	45,918	41.1	55,191	42.8	44.5
肥後銀行	37,105	37.5	44,326	39.7	53,208	41.3	43.4
第二地銀	13,125	13.3	14,265	12.8	16,998	13.2	29.5
熊本銀行	12,277	12.4	13,351	12.0	15,803	12.3	28.7
信用金庫	6,874	7.0	7,680	6.9	8,501	6.6	23.7
信用組合	1,284	1.3	1,466	1.3	1,807	1.4	40.7
労働金庫	2,425	2.5	2,502	2.2	2,779	2.2	14.6
農協	9,611	9.7	11,611	10.4	12,234	9.5	27.3
ゆうちょ銀行	22,108	22.4	22,783	20.4	25,339	19.6	14.6
合計	98,905	100.0	111,648	100.0	128,966	100.0	30.4

資料:金融ジャーナル社 金融ジャーナル増刊号「金融マップ2025年版」 ※不明な係数には「—」を付記

県内金融機関の貸出金残高の推移

区分	2014(H26)年3月		2019(H31)年3月		2024(R6)年3月		増減率 (対2014年3月)
	残高(億円)	シェア(%)	残高(億円)	シェア(%)	残高(億円)	シェア(%)	
大手銀行など	1,608	3.8	1,628	3.2	2,255	3.4	40.2
都市銀行	—	—	—	—	1,890	2.9	—
その他銀行など	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—
信託銀行	—	—	—	—	365	0.6	—
地方銀行	21,367	50.9	28,065	54.4	37,939	57.5	77.6
肥後銀行	18,935	45.1	24,319	47.1	33,023	50.0	74.4
第二地銀	10,022	23.9	11,851	23.0	14,395	21.8	43.6
熊本銀行	9,456	22.5	11,287	21.9	13,557	20.5	43.4
信用金庫	3,787	9.0	4,066	7.9	4,510	6.8	19.1
信用組合	705	1.7	905	1.8	1,083	1.6	53.6
労働金庫	1,637	3.9	2,135	4.1	2,437	3.7	48.9
農協	2,846	6.8	2,940	5.7	3,392	5.1	19.2
合計	41,972	100.0	51,590	100.0	66,011	100.0	57.3

資料:金融ジャーナル社 金融ジャーナル増刊号「金融マップ2025年版」 ※不明な係数には「—」を付記

県内金融機関の店舗数の推移

(単位:店)

区分	2014(H26)年3月	2019(H31)年3月	2025(R7)年3月	増減数(対2014年3月)
都市銀行	4	4	4	0
信託銀行	2	2	2	0
地方銀行	119 (うち肥後銀行111)	119 (うち肥後銀行111)	120 (うち肥後銀行112)	1 (うち肥後銀行1)
第二地方銀行	70 (うち熊本銀行63)	70 (うち熊本銀行63)	71 (うち熊本銀行63)	1 (うち熊本銀行0)
信用金庫	73	70	67	△6
信用組合	21	21	21	0
労働金庫	12	12	12	0
農協	143	139	103	△40
郵便局	566	560	546	△20
計	1,010	997	946	△64

※2014年3月および2019年3月は金融ジャーナル増刊号「金融マップ2025年版」 2025年3月は各社ホームページを参考に作成